

囲（及び図面）のとおり訂正することを認める、との審決を求める。」のように記載する。ただし、訂正審判を請求項ごとに請求する場合には、審判の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項○、○、○～○について訂正することを認める、との審決を求める。」のように記載する。

遅付特許第十一の趣旨の如「記載し、「3. 訂正事項」及び「4. 訂正の原因」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合であつては、第46条の3第2項及び特許法第13条第3項に規定するところに従い、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに、明細書又は図面の訂正との関係を」の如く、匡謹等の如くの如きを含む。

を求める。」のように記載する。ただし、請求ごとに請求をする場合にあつては、訂正の請求に係る請求項を訂正後の請求項にて記載することとし、「特許第〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲(及び図面)を本訂正請求書に添付した訂正細書、特許請求の範囲(及び図面)のとおり、訂正後の請求項〇、〇、〇～〇について訂正することを求める。」のように記載する。

3 「請求の理由」の欄は、第46条の2第2項及び特許法第134条の2第9項において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正事項」、「3. 訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にはあつては、請求項ごとに(一群の請求項ごとに)請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごとに記載する。「3. 訂正の理由」の欄は、明細書又

規則

都市計画法施行規則の一部を改正する省令
都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第
四十九号）の一部を次のように改正する。
第十三条の四の次に次の二条を加える。
（令第十六条の二第二号の国土交通省令で定め
る土地の区域）

第十三条の五 令第十六条の二第二号の国土交通
省令で定める土地の区域は、森林法第三十条若
しくは第三十条の二の規定により告示された保
安林予定森林の区域、同法第四十一条の規定に
より指定された保安施設地区又は同法第四十四
条において準用する同法第三十条の規定により
告示された保安施設地区に予定された地区とす
る。

第四十三条の七第八号中「昭和二十六年法律第
二百四十九号」を削る。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行す
る。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則
一〇一四（職員の保健及び安全保持）の一部改正
に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十月三十日

人事院規則一〇一四一二四
人事院規則一〇一四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則一〇一四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。
第三十五条第三項第二号中「42」を「44」に改める。
別表第二第一号中60を62とし、59を61とし、同号58中「57」を「59」に改め、同号中58を60とし、57の次に次のように加える。

40	58	ナフタレン リフラクトリーーセラミックファイバー
41	59	別表第二の二第二号中42を44とし、41を43とし、 40の次に次のように加える。
42	41	ナフタレン リフラクトリーセラミックファイバー
附		
則		

この規則は、平成二十七年十一月一日から施行する。

告示

○内閣府告示第三百八十三号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十六号)の施行に伴い、特定教育・保育、特別利用保

育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十七年内閣府告示第四十九号)の一部を次のように改

正し、平成二十七年十月三十日から適用する。
平成二十七年十月三十日

第一条第六号イ中「保育士」の下に(当該事業に係る事業所が国家戦略特別区城法(平成二十五年法律第二百七号)第十二条の四第十五項に規定する

事業実施区域内に於ける場合にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を、同条第二十三号中「保育区」の下

に「当該施設等が国家戦略特別区域内法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域にある場合にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国

家戦略特別区域限定保育士。第一条第五十九号を除き、以下同じ。」を、同条第五十九号中「保育士資格」の下に「当該施設等が国家戦略特別区域

法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあつては、児童福祉法第十八条の六に規定する保育士となる資格及び国家戦略特別区或法第十二条の四第五項に規定する国家戦略特別

○法務省告示第五百四十号
鹿児島県霧島市役所保存の次の除籍の一部が滅
ぼれ第(二)条の四第五項に規定する単位方
区域限定保育士となる資格をいう。」を加える。

失した。
平成二十七年十月三十日
法務大臣 岩城 光英

鹿児島県姶良郡国分村向花百十五番戸二号
○法務省告示第五百四十一号 海江田喜一郎

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第十二条第一項の規定によるもの、この各二千四百六十日を算して三月

の規定に基づき、次の者が行う訟議紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一條第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十月三十日
法務大臣 岩城光英

法務大臣 岩城光英